

## 第3節 市立学校園

### (1) 緊急事態宣言解除後の対応

#### (教育活動の方針)

令和3年(2021年)9月30日に「緊急事態宣言」が解除されることが決定されたが、市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくこととした。

基本方針として、

- ・感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- ・感染リスクの高い教育活動については、感染症対策を実施する。
- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障することとした。

また、感染防止対策の徹底として、

- ・こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- ・児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ・給食及び昼食時は、①食事の前後の手洗いを徹底する。②飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。③食事をする時以外は、必ずマスクを着用することとした。

#### 〈学校活動〉

##### ①学習活動

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等、感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞ったりする等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。
- ・調理実習は、児童生徒が近距離で活動する実習は、学級を2分割し活動人数を絞る等の感染対策を講じた上で実施する。

##### ②学校行事

- ・修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事(文化祭、音楽会等)の実施を可能とする。

### ③部活動

- ・中学校・義務教育学校は、平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。
- ・高等学校は、平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合等（公式戦を除く）は、10月14日までは県内の実施に限る。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は、10月14日までは実施不可とし、10月15日以降は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定することとした。

### 〈その他〉

#### ①オンラインによる学習支援

オンラインによる学習支援等として、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望を踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンラインによる学習支援を実施する。

#### ②児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮するとともに、学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

#### ③その他

学校施設開放事業は感染防止対策を徹底した上で利用を可とし、青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とすることとした。

## **（2）第6～8波への対応**

### **（感染拡大への対応）**

令和3年（2021年）12月27日、「オミクロン株」が従来株と比べて非常に感染力が強いとされており、年末年始には移動機会も増えることから、新学期を迎えるにあたり、学級閉鎖等の期間が長くなることも想定されることや学級閉鎖等になった場合は、これまで以上にオンラインによる速やかな学習支援の必要性が高まるため、必要な準備を進めるよう学校園に通知した。

令和4年（2022年）1月17日には、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、本市の学校園においても、校種を問わずに市内全域で新規感染者が急増していることや「オミクロン株」が従来株と比べて非常に感染力が強いとされており、学校園等において換気などの対策が不十分である場合に、爆発的に感染が拡大する恐れがあるため、学校園に対し、これまで以上に感染拡大への警戒度を高めるよう依頼した。

さらに、令和4年1月18日には、1月24日以降の学校園行事等の取り扱いについて、下記のとおり対応を変更することとした。

(1) 延期または中止とする行事

- ①修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
- ②授業参観、保育参観、部活動説明会、学校公開など保護者等が来校する行事  
・幼稚園の生活発表会については、発達段階を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(2) 感染防止対策を徹底した上で行うことができる行事

- ・泊を伴わない校外学習の実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ・運動会、音楽会、発表会等は、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施すること。

### ○令和3年度卒業式・修了式及び令和4年度入学式・入園式の対応

令和4年1月21日、令和3年度卒業式・修了式、令和4年度入学式・入園式の取り扱いについて、感染防止対策を徹底した上で、門出や入学を祝う場として相応しいものとなるよう、可能な限り工夫して実施することとした。

基本方針として、内容を簡素化し短時間で実施できるよう計画を立て、保護者に対して文書等で理解を求め、会場内外にかかわらず、密集を避けるよう呼びかけることとし、在園児、在校生及び保護者の参加については、会場内の密集を避けるため、各学校園の実情に応じて参加人数を調整すること、国歌、校歌及び唱歌の斉唱を実施する場合は、その練習を含め、屋内外を問わずマスクを着用し、飛沫感染に留意したうえで、近距離での大声を避けて行うことなどを通知した。

特に中学校においては、3年生の進路決定に係る重要な時期を迎えるため、各校の実情に応じて可能な限り工夫し、さらなる感染防止対策の徹底を依頼するとともに、学級閉鎖や臨時休業が行われたことのみをもって、在籍する生徒の受検要件に影響するものではないことなどを確認した。

### (まん延防止等重点措置期間中の(令和4年1月27日～令和4年3月21日)対応)

#### ○教育活動の方針

令和4年(2022年)1月26日、市立学校園において、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことを確認した。

基本方針として、

- ・感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- ・感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行う。
- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対

しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障することとした。

また、感染防止対策の徹底として、

- ・こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- ・児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ・給食及び昼食時は、①食事の前後の手洗いを徹底する②飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。③食事をする時以外は、必ずマスクを着用することとした。

## 〈学校活動〉

### ①学習活動

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等、感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞ったりする等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。屋内で実施する場合は、常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。
- ・調理実習は、必要最低限履修しなければならない内容に絞ること。または、翌年度の指導計画も含めた調整を図り、令和3年度(2021年度)3学期に限り、小学6年生・中学3年生は、履修しなければならない内容においても、実食を控えたり、視聴覚教材等で代替したりすることを検討する。

### ②学校行事

- ・修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事や、授業参観、保育参観、学校公開など保護者等が来校する行事は延期または中止とする。
- ・泊を伴わない校外学習の実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ・運動会、音楽会、発表会等は感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施する。

### ③部活動

- ・中学校・義務教育学校は原則休止とする(公式戦等は除く)。
- ・高等学校は、平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とす

る。

- ・ 対外試合、合同練習については、不可とし、合宿は、当面の間、市内外を問わず行わない。また、3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。

### 〈その他〉

#### ①オンラインによる学習支援等

児童生徒がやむを得ず登校できない場合には、速やかにオンラインによる学習支援を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。

やむを得ず登校できない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。

#### ②心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮するとともに、学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

#### ③その他

学校施設開放事業は、児童生徒の活動については原則休止とし、青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とすることとした。

### ○学級閉鎖等の対応

令和4年（2022年）1月26日、陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、当面の間、停止したことから、クラスに1名感染者が出て、感染可能期間（発症の2日前〔無症状の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前〕以降）中に登校園があった場合、原則として5日間（実質的には最終接触日から7日目までの期間に相当）学級閉鎖とすることとした。

令和4年2月3日には、学級閉鎖等の対応について、「オミクロン株」の急激な拡大により、市立学校園においても多くの学級閉鎖等が生じており、これまで学級に1名でも感染者が確認された場合には学級閉鎖としてきたが、保護者からも「学校で授業をしてもらいたい」「仕事に行けなくて困る」などの声を多くいただいたため、2月7日より同一学級において、下記のいずれかに該当する場合、原則として5日間学級閉鎖とするよう変更した。

具体的には、①1名の感染者と、複数の濃厚接触者が確認された場合、②1名の感染者と、周囲に風邪等の症状を有する者が複数いる場合、③複数の感染者が確認された場合、④1人目の感染者が確認されてから原則5日の間に新たな感染者が確認された場合とした。

また、濃厚接触者の取り扱いについては、濃厚接触者への PCR 検査が当面の間行われなくなるため、もしも学校活動において濃厚接触者に該当する者があった場合は、当該濃厚接触者は感染者との最終接触日から 7 日間登校させないこととした。

### ○まん延防止等重点措置期間延長への対応

令和 4 年（2022 年）2 月 18 日、「まん延防止等重点措置」の延長が決定されたことから、市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障することとした。

さらに、令和 4 年 3 月 4 日には「まん延防止等重点措置」の延長が決定されたが、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続することとした。

### （まん延防止等重点措置終了後の対応）

### ○教育活動の方針

令和 4 年（2022 年）3 月 17 日、兵庫県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除されることが決定されたことから、令和 4 年 3 月 18 日に市立学校園においては、基本方針を継続し、引き続き感染防止対策の徹底を行い、教育活動を継続するとともに、以下の点について方針を変更した。

### 〈学校活動〉

#### ①学習活動

- ・音楽活動は、「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」について、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」「近距離で接触する運動」「児童生徒が近距離で組み合う運動」は、屋外で実施したり、少人数で行ったり、時間や回数を絞る等、工夫して実施する。
- ・調理実習は、感染防止対策を徹底した上で参加人数を制限することなく行うことを可能とする。

#### ②学校行事

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事（文化祭、音楽会等）の実施を可能とする。

#### ③部活動

- ・中学校・義務教育学校は、平日週 4 日間、各日 2 時間以内、土日いずれか 1 日、3 時間以内とする。
- ・高等学校は、平日 3 時間程度、週休日 5 時間程度とする。
- ・休養日を週当たり 1 日以上設定する。
- ・対外試合等を実施する際には、参加人数、移動方法などを十分検討する。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定する。

### 〈その他〉

#### ①オンラインによる学習支援

- ・現在の取り組みを継続する。

#### ②心のケア等

- ・現在の取り組みを継続する。

#### ③その他

- ・学校施設開放事業は、感染防止対策を徹底した上で利用を可とすることとした。

### ○熱中症対策など夏季への対応

令和4年(2022年)5月26日、夏季を迎えるに当たり、学校生活におけるマスクの着用については、熱中症対策を優先すること、運動を行う時は身体へのリスクを考慮し、マスクは着用しないこと、また、体育の授業において、マスクを外すよう指導を徹底することを周知徹底した。

令和4年5月30日には、あらためて市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことを確認した。

基本方針として、感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続すること。感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行うこと。感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障することとした。

### 〈学校活動〉

#### ①学習活動

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等、感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏についても、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」「児童生徒が近距離で組み合う運動」は、屋外で実施したり、少人数で行ったり時間や回数を絞る等、工夫して実施する。
- ・水泳授業については、一度に更衣する人数を減らしたり、プールに一斉に入る人数を減らしたりするなど、感染防止対策・安全管理を徹底したうえで実施する。

- ・調理実習は、履修しなければならない内容に絞り、感染防止対策を徹底した上で行う。

## ②学校行事

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事（文化祭、音楽会等）の実施を可能とする。

## ③部活動

- ・中学校・義務教育学校は、平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。
- ・高等学校は、平日3時間程度、週休日5時間程度とする。
- ・休養日を週当たり1日以上設定する。
- ・対外試合等を実施する際には、参加人数、移動方法などを十分検討する。
- ・宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定することとした。

## 〈その他〉

### ①オンラインによる学習支援等

学級閉鎖や感染不安等により登校していない児童生徒に対して、速やかにオンラインによる学習支援を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。

感染不安等により登校していない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。

### ②心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮するとともに、学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

### ③その他

学校施設開放事業は感染防止対策を徹底した上で利用を可とすることとした。

## （第7波以降の対応）

新型コロナウイルス新規感染者数の状況を鑑み、令和4年（2022年）6月9日に以下のとおり対応を変更した。

学級閉鎖等の対応については、原則として感染者の最終登校園日の翌日から5日間を学級閉鎖とすること。また、同居家族の症状等による登校園の制限について、本人に発熱等の症状がなければ登校園できることとした。

学校園における消毒作業については、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、実施する必要はないこと。音楽の歌唱指導について、屋外で十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合は、マスクを外してよいこととした。



令和5年度(2023年度)の修学旅行(中学校)については、令和4年度の旅行先は公共交通機関を使わずに帰宅することが可能な地域としていたが、令和5年度は同規定を削除した。

令和4年11月24日には、「いわゆる黙食」の対応が長期間に及んでいることから、食育及び子供たちの社会性を育む観点から、まずは中学校・高等学校において、給食及び昼食時の感染防止の取り組みを一部変更し、給食及び昼食時は、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える等の対応をとることとした。

令和4年12月20日には学級閉鎖の対応について、季節性インフルエンザの考え方に合わせて運用することとした。

### (マスクの取り扱い)

令和5年(2023年)2月14日に、令和4年度卒業式・修了式について、式典中におけるマスクの取扱いは、児童生徒等(卒業生・在校生)については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。また、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など感染症対策を講じた上で実施する。また、教職員についても、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とした。なお、保護者・来賓にはマスクの着用を求めるとした。

令和5年3月22日、令和5年度入学式・入園式について、式典におけるマスクの取り扱いとして、児童生徒・教職員には、マスクの着用を求めないことを基本とする。保護者については、マスクの着用は本人の判断に委ねることなどを通知した。

また、令和5年4月からの学校園におけるマスクの取り扱い等について、令和5年4月1日より、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とした。

### (3) 5類移行後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行されたことから、令和5年(2023年)5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について、学校園における感染症対策として、児童生徒等の健康状態を継続的に把握するが、毎日の体温チェックや健康観察表の提出は不要とすること。換気扇を活用するなどして、引き続き常時換気に努めるとともに、十分な換気が確保できない場合には、空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じること。外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導すること。日常的な清掃により清潔な空間を保つことなどとした。

市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことを基本方針として取り

組んできたが、第2次対応検証において「次なる波への備え」とした内容については、保護者との連絡ツール（ずぐる）を活用した迅速な情報発信や、オンラインによる学習支援の円滑な実施をはじめ、学校園における基本的な感染防止対策の徹底や感染状況に応じた学習活動や学校行事等の工夫などに十分に活かされた。